

平成二十年政令第二百七十八号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令

内閣は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（旅費）

第一条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項の政令で定める旅費の額は、鉄道の便のある区間の陸路旅行に要する鉄道賃、船舶の便のある区間の水路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に要する路程賃及び航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行に要する航空賃の合計額とする。

2 前項の鉄道賃及び船舶の額は、旅行区間の路程に於ける旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては下級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金）及び座席指定料金（座席指定料金を徴する特別急行列車若しくは普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）による。

3 第一項の路程賃の額は、一キロメートルごとに三十七円とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

4 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額による。

5 第一項の航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

第二条 法第五条第二項の政令で定める日当の額は、公判期日又は公判準備への出席及びそのた

めの旅行（次条において「出席等」という。）に必要な日数に応じ、一日当たり千七百円とする。

（宿泊料）

第三条 法第五条第二項の政令で定める宿泊料の額は、出席等に必要な夜数に於て、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）次条において「旅費法」という。）別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円、同表に定める乙地方である場合においては七千八百円とする。

（被害者参加人の本邦と外国との間の旅行に係る被害者参加旅費等の額）

第四条 被害者参加人の本邦（旅費法第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下この条において同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る法第五条第二項の政令で定める旅費、日当及び宿泊料の額については、被害者参加人を一般職の職員（昭和三十二年法律第九十五号）の給与に関する法律（昭和三十二年法律第九十五号）第六号第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者であるものとみなして、旅費法第十一条、第三十一条第一項、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旅費法の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十	旅費は、前	被害者参加旅費等（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第五条第二項に規定する被害者参加旅費等をいう。）は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るた
第三十	旅費は、前	被害者参加旅費等（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第五条第二項に規定する被害者参加旅費等をいう。）は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るた

第三十	旅費は、前	被害者参加旅費等（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第五条第二項に規定する被害者参加旅費等をいう。）は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るた
第三十	旅費は、前	被害者参加旅費等（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第五条第二項に規定する被害者参加旅費等をいう。）は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るた

め刑事手続に付随する措置に関する法律施行令第一条から第三条まで

移転料並びに外国航路の船舶

に外国航路の船舶の日当及び食卓料

本章

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

第三十公務上の必

ことができなかったときは、その事由が消滅した日の翌日以後三十日を経過する日までの期間内に請求書を裁判所に差し出さなければならない。

（法第十一条第一項の資産）

第七条 法第十一条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六条第三項の規定により金融機関が自己宛てに振り出した小切手

二 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会に対する貯金

三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十八条又は船員法（昭和二十二年法律第九十五号）第三十四条の規定により管理される労働者又は船員の貯蓄金

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第九十八号）第九十八条第一項若しくは地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第九十五号）第九十五号第一項に規定する組合に対する組合員の貯金又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第一項に規定する事業団に対する加入者の貯金

（法第十一条第一項の基準額）

第八条 法第十一条第一項に規定する政令で定める額は、二百万円とする。

附則

（施行期日）

1 この政令は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二十年法律第十九号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

（郵便貯金に係る経過措置）

2 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第五号第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七号第一項各号に規定する郵便貯金は、第七号の規定の適用については、同条第二号に掲げる資産とみなす。

附則（平成二五年一月一日政令第三〇六号）抄

1 (施行期日)  
この政令は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十二月一日)から施行する。

---

---